

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000055号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成16年7月20日は20万円、平成18年7月7日は22万円、平成19年7月4日は23万円、平成20年7月4日は24万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成16年7月20日、平成18年7月7日、平成19年7月4日及び平成20年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成18年7月7日は23万円、平成20年7月4日は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、平成18年7月7日及び平成20年7月4日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成18年7月
③ 平成19年7月
④ 平成20年7月

A社から請求期間①から④までにおいて賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっており、請求期間②、③及び④については、当該賞与の記録がない。請求期間の全てにおいて厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、A社から提出された請求者に係る「支給月別一覧表」(写)及び「賞与夏期月分給料台帳」(写)並びに同社の回答により、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、A社の回答から、請求期間①は平成16年7月20日、請求期間②は平成18年7月7日、請求期間③は平成19年7月4日、請求期間④は平成20年7月4日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記の「支給月別一覧表」(写)及び「賞与夏期月分給料台帳」(写)により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は22万円、請求期間③は23万円、請求期間④は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の請求期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所へ提出したが、請求期間②、③及び④に係る賞与支払届は社会保険事務所(当時)へ提出しておらず、請求期間①から④までの厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の請求期間②及び④に係る賞与支給額に見合う標準賞与額は、「賞与夏期月分給料台帳」(写)により、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間②は23万円、請求期間④は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、「賞与夏期月分給料台帳」(写)によると、請求者は、上記訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000053号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000014号

第1 結論

昭和50年*月から昭和51年3月までの請求期間及び昭和52年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年*月から昭和51年3月まで
② 昭和52年4月から昭和53年3月まで

私が20歳になった昭和50年*月に、父がA市B区で私の国民年金の加入手続きを行い、両請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。両請求期間について国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に、「53.7カミシンキシュトク」と記載されていること及び請求者に係る国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続きは、C市において昭和53年7月に初めて行われたことが確認でき、当該被保険者名簿及び請求者が所持する年金手帳から、請求者が国民年金の強制加入被保険者として昭和50年*月*日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。当該加入手続き時点において、請求期間①については時効により国民年金保険料を納付することができない上、請求者の父が昭和50年*月にA市B区において請求者の国民年金の加入手続きを行ったという請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続き及び両請求期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、これらの状況について確認することができない。

加えて、請求者に係るC市の被保険者名簿において、両請求期間に係る国民年金保険料は未

納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者が両請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに両請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が両請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。